

八戸市農業委員会2月総会議事録

日時：令和4年2月10日（木）午後1時30分

場所：八戸市庁 別館2階会議室B・C

出席委員

農業委員 19名中17名

1番 加藤 浩幸 欠	2番 木村 武美 出	3番 澤向 敏一 出	4番 三浦 豊 出
5番 馬場 豊 出	6番 阿達 福壽 出	7番 内沢 豊 出	8番 籠田 悦子 出
9番 長根 昭男 出	10番 赤坂 英夫 出	11番 狛守 文宏 出	12番 松橋 剛志 欠
13番 中村 正記 出	14番 西野 茂雄 出	15番 明戸 政勝 出	16番 寺沢 和則 出
17番 谷地 秀典 出	18番 橋場 孝 出	19番 村上 正憲 出	

農地利用最適化推進委員 22名中21名

1番 木村 弁一 出	2番 鈴木 朋弥 出	3番 河原木 一実 出	4番 田名部 浩 出
5番 上村 隆雄 出	6番 上野 輝彦 出	7番 赤坂 力雄 出	8番 田中 忠二 出
9番 三浦 勝浩 出	10番 山田 貴光 出	11番 齋藤 正人 出	12番 下館 敏 出
13番 橋 由正 出	14番 梅津 孝敏 出	15番 磯嶋 榮助 出	16番 高橋 政典 出
17番 大倉 喜八郎 欠	18番 金谷 由松 出	19番 坂 文雄 出	20番 上明戸 桂 出
21番 森 庄次郎 出	22番 森 光男 出		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、事務局次長（農地GL）川名 雅之、農政GL 山崎 真史、
主幹 古館 恵子、主査 若佐 秋奈、技師 深堀 成美、主事 工藤 悠万、主事 若佐谷 龍太

会長

皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。

松橋事務局長

事務局の松橋から御報告いたします。

本日は、加藤農業委員、松橋農業委員、大倉推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

また、本日はその他において、農家座談会の開催中止について御報告いたします。

松橋事務局長

それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。

唱和は全員御起立の上、馬場会長職務代理者の御発声に続いてお願いいたします。

会長職務代理者

2月になり、えんぶりが中止になりまして、参加している自分からすると本当に寂しい限りでございます。豊作を祈願する私たちには最も関連深い行事の一つが中止ということで、寂しさをどこにぶつけたらいいのかという思いを抱きながら2月を過ごしております。その思いを憲章にぶつきたいと思っておりますので、皆さんもよろしくをお願いいたします。

【憲章唱和】

松橋事務局長

ありがとうございました。

それでは、会長、よろしくをお願いいたします。

会長

本日は寒い中、御出席いただきましてありがとうございます。1月下旬から2月にかけて予定しておりました農家座談会を新型コロナウイルス感染症対策として、急ではありましたが中止とさせていただきました。地区の開催予定日に会

場で待機して下さった委員の方々には、お心遣い本当に感謝しております。農家の方々からは、地元の情報交換ができると思って楽しみにしていたという声も伺っております。委員の皆様には、コロナの感染状況を見ながらにはなりますけれども、地元の農業者の声を聴き、コロナが落ち着いたら地区ごとに意見交換会ができるように備えておいていただければと思っております。

それでは、本日の議事につきましても慎重に御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願いいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、2番 木村 武美 委員、3番 澤向 敏一 委員両氏を指名いたします。

日程第 2

次に、日程第 2、議案第 4 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

田名部委員

田名部から報告いたします。去る1月28日、長根農業委員と市庁別館7階会議室Cにおいて、番号1番を調査してまいりました。資料の1ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条1番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約2km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地ありです。農業経験は55年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男3人で、全て兼業者です。農機具保有状況は、田植機3台、軽トラック2台、トレーラー、トラクター、コンバイン各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

上村委員

上村から報告いたします。去る1月28日、狛守農業委員と市庁別館7階会議室Cにおいて、番号2番と3番を調査してまいりました。

3条2番

はじめに、番号2番ですが、渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は受人の要望のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、じゃがいもです。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約100m、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・

3条3番

山林地なしです。農業経験は20年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男2人、女1人で、全て兼業者です。農機具保有状況は、トラクター、草刈機各2台、トレンチャー1台を所有しております。

続きまして、番号3番ですが、貸人の住所、氏名、年齢、及び借人の所在地、名称、代表者職氏名、農業従事者、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

調査には、借人は本人が、貸人は代理人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、2年間の解除条件付賃貸借です。なお、解除条件付の貸借とは、農地所有適格法人以外であって、農地法第3条第3項の規定により例外的に許可をされる法人が、農地を適正に利用していない場合に貸人から一方的に契約を解除されることが条件となっている貸借のことです。申請理由は、借人は新規就農、貸人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における借人の作付計画は、きゅうり、かぼちゃ、じゃがいも、食用菊、ブルーベリーです。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は約2km。耕作道はありませんが、公道に通じる隣地の通行について隣地所有者である貸人から承諾書が提出されています。受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地ありです。農業経験は2年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。農業従事者は男1人、女1人です。農機具保有状況は、トラクター、ミニ耕運機各1台を所有しております。

いずれの案件も、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

次に、日程第3、議案第5号、令和3年度第11号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

深堀技師

事務局の深堀から、議案第5号、令和3年度第11号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の3ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借30件、使用貸借11件の計41件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手12名、貸し手41名で、利用権設定面積は、合計176,630㎡でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、ねぎを作付けするために、1年間使用貸借するものでございます。

利用集積2番、3番

番号2番と番号3番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間使用貸借するものでございます。

利用集積4番、5番

番号4番と番号5番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。

利用集積6番

番号6番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、3年間賃貸借

するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。

資料の4ページをお開き願います。

利用集積7番

番号7番、利用権の種類及び内容は、根菜類を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間75,000円でございます。

利用集積8番

番号8番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間米3俵180kgでございます。

利用集積9番、10番

番号9番と番号10番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、総額年間米1俵60kgでございます。

利用集積11番

～16番

番号11番から資料5ページの番号16番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、田は水稻を、畑はそばを作付けするために、5年間使用貸借するものでございます。

資料の6ページをお開き願います。

番号17番から資料10ページの番号41番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。

利用集積17番

番号17番、利用権の種類及び内容は、野菜を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間5,500円でございます。

利用集積18番

番号18番、利用権の種類及び内容は、にんにくを作付けするために、3年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間5,000円でございます。

利用集積19番

～23番

番号19番から資料7ページの番号23番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、にんにくを作付けするために、3年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間5,000円でございます。

利用集積24番

～41番

番号24番から資料10ページの番号41番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号

24番から番号28番までは4年間、番号29番から番号41番までは3年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、番号24番、番号29番と番号30番、番号32番から番号34番までは10a当たり年間10,000円、番号25番から番号27番までは10a当たり年間11,300円、番号28番と番号31番は田面木が10a当たり年間11,300円、八幡が10a当たり年間10,000円、番号35番は総額年間9,600円、番号36番は総額年間6,400円、番号37番は総額年間6,100円、番号38番は総額年間13,200円、番号39番は総額年間10,500円、番号40番は総額年間10,600円、番号41番は10a当たり年間7,700円でございます。

公告年月日は、令和4年2月16日を予定しております。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第4

次に、日程第4、議案第6号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

長根委員

長根から報告します。去る1月28日、狛守委員と市庁別館7階会議室Cにおいて、番号1番を調査してまいりました。資料の11ページをお開き願います。

借人及び貸人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条1番

調査には、両者ともに代理人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、5年間の賃貸借です。転用目的は、岩石採取です。実施計画は、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用区域内農地でしたが、令和3年12月8日付けで除外済。開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。採石法に基づく青森県からの採取計画の認可が必要ですが、事前相談を経て申請済みであり、その認可との同時許可になります。被害防除措置として、隣地との間は5m以上の保全区域を設け、既存事業用地に向かって勾配をつけて採掘します。また、汚水及び排水は既存事業用地内にある沈砂池に集水して処理します。立地条件は、旧八戸市立是川東小学校から北西側約900mに位置し、畑、山林、雑種地に囲まれ、既存事業用地を通じて県道に接続しています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

ここで1点、補足説明をさせていただきます。皆様も御存知かと思いますが、近年環境に優しいということもあり、再生砕石、RCというものが利用されるようになりました。そのために各採石場も非常に経営が厳しくなっているようで、島守地区でも昨年1社が閉山をいたしました。そういった意味で転用事業者も当然その流れの中にありまして、一般の砕石は需要が減る一方なんだそうですが、この採石場の場合はアスファルト合材に使用される石が採れる採石場だそうです。それが三八地区管内のシェアからいきますと85パーセントから90パーセン

トが転用事業者のもとで採取され、販売しているということでございます。そのようなことも相まって今回土地の貸借に至ったということでもあります。

以上で、報告を終わります。

狛守委員

狛守から報告します。去る1月28日、長根委員と市庁別館7階会議室Cにおいて、番号2番から4番までを調査してまいりました。

いずれの案件も、受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条2番～4番

番号2番から次ページの番号4番までの3件ですが、受人及び転用目的が同一で、隣接している申請地を一体利用するものですので、一括して報告します。調査には、受人は代理人が、渡人は、番号2番と4番は本人が、番号3番は代理人が出席しました。両者の関係は、いずれも特にありません。態様別は、いずれも売買です。転用目的は、資材置場、駐車場、重機置場及び残土置場です。実施計画は、令和4年3月20日から令和4年6月20日まで。資金調達計画は、自己資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、駐車場、重機置場及び構内通路とする部分を砂利敷きします。立地条件は、八戸市立町畑小学校から南西側約1.1kmに位置し、畑、宅地、山林、原野、雑種地に囲まれ、私道を通じて市道に接続しています。なお、私道の所有者から通行承諾書が提出されています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、いずれも全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第5

次に、日程第5、報告第5号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

会長

深堀技師

事務局の深堀から御報告いたします。この案件は、相続等届出の1月分でございます。資料の13ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等1番～11番

今回の届出は、資料13ページの番号1番から資料16ページの番号11番までの計11件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望はございません。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第6、
日程第7
会長

次に、日程第6、報告第6号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、及び日程第7、報告第7号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条及び5条農地転用届出の1月分でございます。

はじめに、4条届出につきまして御報告いたします。資料の17ページをお開き願います。

申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条1番

番号1番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。

4条2番

番号2番、転用目的は敷地拡張でございます。

続きまして、5条届出につきまして御報告いたします。資料の19ページをお開き願います。

譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条1番

番号1番、転用目的は宅地分譲でございます。

5条2番、3番

番号2番、番号3番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条4番

番号4番、転用目的は住宅1棟、倉庫1棟建築でございます。

5条5番、6番

番号5番、番号6番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第8

次に、日程第8、報告第8号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

深堀技師

事務局の深堀から御報告いたします。この案件は、18条合意解約の1月分でございます。資料の21ページをお開き願います。

賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18条1番

番号1番は、農地法第3条に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

18条2番、3番

番号2番と番号3番は、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和4年2月17日を予定しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(協議案件、その他)

会長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後2時27分)